

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/

2020年5月26日

通巻1272号

この号の内容

- 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスへの対応で 不都合はありませんか

職場の安全は確保されていますか？



「3蜜（密閉・密集・密接）を避ける」「咳エチケット」「手洗い励行」等、各職場では適切な対応がとられていますか？

厚労省は『職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト』を作成しています。参考にして、改めて職場の衛生環境をチェックしてください。



私たちの使用者である大学には、「快適な職場とするよう努める義務」（安全衛生法3条1項）、「生命、身体等の安全を確保しつつ働けるように配慮する義務（＝安全配慮義務）」（労働契約法5条）があります。

不安があれば組合までご相談ください。組合から団体交渉等で職場の衛生環境の改善を求めることができます。

在宅勤務で不都合が生じていませんか？

① 給与カットや年休取得を強いられていませんか？

業務内容によっては在宅勤務が難しい場合がありますし、難しいにもかかわらず業務分担を見直さないままに安易に在宅勤務が命じられているケースもあると聞いています。その場合、在宅での勤務時間は本来の勤務時間より短くなったり、実質的には自宅待機の状況となる場合もあると思います。

組合からは、そのような場合でも通常通り給与を支払うことを求めました。

その場合、年次有給休暇ではなく、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特別休暇とすること。



大学からは以下の回答がありました。

在宅勤務が難しい業務に就く職員に対しては、出勤しなければいけない業務を可能な限り短時間で終え、それ以外の時間は在宅勤務と同等の取扱い又は特別休暇と同等の取扱いとするよう、部局に指導しています。



組合から要求したこと

教職員（派遣職員を含む）を休ませる事態に至った場合についても、休業期間中の給与を全額支給すること。また

給与カットや年次有給休暇での処理は大学の方針に反します。万が一そのようなことを求められたら組合に相談してください。

② 実際に働いた勤務時間を申請しましょう

大学は在宅での勤務時間について、裁量労働制適用教員には「深夜勤務及び休日勤務の禁止」、裁量労働制適用教員以外の教職員には「時間外勤務及び休日勤務の禁止」を指示しています（教職員の在宅勤務の実施について－新型コロナ緊急対応「緊急事態」－、2020.4.21付け）。

しかし、裁量労働制適用教員、裁量労働制適用教員以外の教職員ともに、新型コロナウイルスへの対応のために業務が増えていること、在宅での業務という不慣れな環境では就業時間通りの業務遂行、効率的な業務遂行が難しく、時間外・深夜・休日に業務を行わざるを得ない事態となることはあり得ます。

在宅勤務であるという理由で残業代が発生しないと考えるのは誤りです。所定時間

内での業務を基本としても、結果的にそれを超えてしまった場合は、「在宅勤務報告書」に遠慮せずに記入しましょう。



出勤して仕事をしている場合でも、通常よりも残業が増えている部局もあると思います。結果的に残業が36協定の時間を超えたとしても、超勤簿には遠慮せずに正確に記入しましょう。

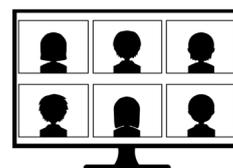
もしそのことで咎められることがあれば組合まで相談してください。労働時間を正しく報告することは、過労で体調を崩してしまった場合等、もし何かあった場合、自分を守ることに繋がります。

③ 在宅勤務で新たな負担が生じていませんか？

大学は、在宅勤務で発生する費用（ネット環境の整備費、ネット通信費、水道光熱費）を、教職員個人の負担としています。新型コロナウイルスの発生は大学の責任ではないですが、安全配慮義務の観点から大学が在宅勤務を命じているのであり、それによって発生した費用については大学が負担するのが筋です。在宅勤務では自宅を仮の職場として提供していることから、経費の負担者は大学です。このことについても既に組合から大学に申し入れました。

費など負担について明確なルールをつくり、従業員に対して、丁寧に説明することが必要」とあります。本来であれば、事前に定めなければならない事項です。テレワーク勤務手当等として支給するよう定めるべきですし、とりわけ今回のような緊急時においては、教職員個人に負担を押しつけるのではなく、（事後に支払うことにするとしても）大学が費用を負担すべきです。

例えば、自宅のネット環境は個々の教職員によって状況が異なるため、大きな負担が発生した方もいらっしゃるのではないかと危惧しています。ご不便があれば組合までご相談ください。



組合から要求したこと

業務遂行に必要な設備、機器は大学が負担すべきものです。「テレワーク導入のための労務管理Q&A集」（厚生労働省）によると、テレワークに関わる費用負担区分については、「テレワークを導入する前に、通信費・水道光熱